

# 士幌町地域創造発信拠点施設「道の駅 ピア 21 しほろ」 地場産品等販売コーナー特産品等出品者募集要項

士幌町内事業者様対象

## 1. 募集目的

士幌町地域創造発信拠点施設「道の駅 ピア 21 しほろ」は、「休憩」「情報発信」「地域連携」という「道の駅」の基本機能を備えるとともに、レストラン、地場産品や農産物の直売所などのコーナーを通じて、地域サービスの拠点としての役割を担う施設として、本年 4 月に移転オープンしました。

地場産品等販売コーナー「ピア 21 ショップ」においては、士幌町の基幹産業である農業のさらなる振興と 6 次産業化の一層の推進を図り、地域の活性化につなげたく、町内の事業者の皆さんにも幅広く参画いただくため、特産品等を出品いただける事業者の方を募集します。

## 2. 士幌町地域創造発信拠点施設「新・道の駅 ピア 21 しほろ」概要

- (1) 所在地 河東郡士幌町字士幌西 2 線 1 3 4 番地 1
- (2) 施設内容 地場産品等販売コーナー「ピア 21 ショップ」(約 38 m<sup>2</sup>)、ソフトクリーム提供コーナー、カフェ軽食提供コーナー、飲食提供コーナー、情報提供コーナー他
- (3) 開館時間 午前 9 時～午後 6 時 (12 月から 3 月までは、午前 9 時～午後 5 時)
- (4) 休館日 12 月 30 日～1 月 5 日、施設点検日
- (5) 設置者 士幌町
- (6) 管理運営 士幌町商工会 (指定管理者制度による)

## 3. 出品要領

- (1) 出品を希望される方は、次項の要件を満たしていることを確認のうえお申し込みいただき、指定管理者が、出品者として登録するかどうかを審査により決定いたします。
- (2) 出品者として登録することを決定したのち、出品商品を審査により決定します。
- (3) 商品の陳列場所は、指定管理者に一任していただきます。
- (4) 商品の陳列方法は、指定管理者と出品者が事前協議のうえ決定します。
- (5) 指定管理者が出品者から販売の委託を受ける委託販売方式とし、販売代金から販売手数料等を差し引いた金額を出品者にお支払いします。指定管理者は、出品商品の仕入れ、買い取りはいたしません。
- (6) 出品商品の品質管理(賞味期限等)、品質表示等(法律で定める表示)については、出品者の責任とします。また、万が一に備え、損害賠償に対応できるだけの製造物責任保険(P L 保険)に加入いただきます(製造者が同保険を付保している場合を除く)。
- (7) 指定管理者から、出品にあたり必要な書類を求められた場合は、指示に沿って提出いただきます。

## 4. 出品者の要件

特産品等出品者として登録するにあたっては、下記すべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 士幌町内に主たる事業者がある法人または町内の個人事業主であること
- (2) 次項の要件を満たした商品の出品が可能であること
- (3) 「ピア 21 ショップ」への出品商品の搬入、搬出が自らできること
- (4) 出品商品の搬入について指定管理者の要請期限に応じられること

## 5. 出品商品の要件

士幌町で生産、加工、企画、開発、または原材料の調達が行われ、「地場産品」として販売できる商品を原則として、下記の対象品目と出品条件により審査のうえ決定します。

対象品目	出品条件
食品全般	品質管理(賞味期限等)、品質表示等(法律で定める表示)が的確になされている以下いずれかの食品(農産物を除く) ①保健所の許可を受けた施設において、出品者自らで製造 ②出品者が調達した原材料により、保健所の許可を受けた施設を保有する他事業者 <sup>に製造を委託</sup> ③必要に応じて出品者が仕入れ
お土産品	地域特性が感じられるお土産品
工芸品	士幌町に縁のある素材の使用や、制作者が技巧、工夫を凝らした「もの」と認められる陶芸、木工、手芸などの工芸品
季節商品	時季、季節などの特定期間や特定日に需要が見込める商品
その他	その他運営上、とくに必要と認めたもの

## 6. 出品者登録

出品者として登録する事を決定した場合は、POSシステムを利用するため、事業者番号を取得のうえ、登録料として2,000円を納めていただきます。

## 7. 販売価格の設定

- (1) 販売価格は、出品者が自由に設定できるものとします。
- (2) 消費税の取扱いは、外税方式とします。
- (3) 販売価格が、市場価格等と比較して著しく均衡を欠く場合には、出品者に対して価格の是正を求めることがあります。

## 8. 販売手数料等及びその決済

- (1) 販売手数料等は、下表のとおりといたします。

販売手数料	非食品を含む常温保存可能品	販売手数料率 : 10% 販売手数料 = 販売代金 × 10% (税別)
	要冷蔵・要冷凍の食品	販売手数料率 : 13% 販売手数料 = 販売代金 × 13% (税別)
バーコードラベル発行代	2円/枚 (税別) 士幌町商工会・士幌町観光協会いずれかの会員の場合 1円/枚 (税別)	

※販売手数料、バーコードラベル発行代の算出にあたり、1円未満の端数は切捨てとします。

- (2) 販売代金から、販売手数料及びバーコードラベル発行代を差引いた金額を、月末締めにて、翌月末に出品者の指定する口座に振込みの方法でお支払いします。なお、振込日が金融機関の休日にあたる場合は、前営業日とします。振入手数料は出品者の負担とします。

$$\text{支払金額} = \text{販売代金}[+税] - (\text{販売手数料}[+税] + \text{バーコードラベル発行代}[+税])$$

## 9. 出品商品の搬出入、売れ残り品の取扱い

- (1) 基本搬出入時間：営業時間中随時可能  
※来館客の買物等の行動を妨げないよう十分注意をお願いします  
※時期によっては、指定管理者が搬出入時間を別途指定することがあります
- (2) 出品商品の搬入の際は、施設内設置のラベル発行機にてバーコードラベルを発行し全品に貼付のうえ(バーコードの表示がない場合)、決められた場所に陳列してください。
- (3) 賞味期限の残存日数が短い商品の場合は、出品者にて継続販売(価格変更を含む)または搬出の判断をしていただきます。
- (4) 賞味期限切れなど、商品の販売を継続できないと認められた場合は、指定管理者の判断で商品をバックヤードに引き下げ、翌営業日中に搬出されないものは処分することとします。

## 10. 販売状況の通知

追加搬入や以降の搬入数量の判断に役立てるため、販売状況をEメールでお知らせするメール配信システムを導入いたします。希望される出品者は出品者登録申込書にメールアドレスをご記入ください。

## 11. その他

- (1) 展示品、出品商品の管理については、指定管理者が注意を払いますが、万一、商品の盗難等が生じた場合、指定管理者は一切の責任を負いません。
- (2) 出品商品について、出品者から指定管理者へあらかじめ通達されていない瑕疵が認められた場合、出品者は、ただちに代金の減額または修理並びに購入客がこうむった損害につき賠償の責任を負うものとします。
- (3) 出品商品の瑕疵に関して、当販売コーナーにおいてクレームや事故が発生した場合は、指定管理者は当該事業者と協議し速やかに対応するものとします。その際に発生した費用(前号の損害等を含む)については、当該事業者が直接負担するか、または指定管理者が当該事業者にその負担を求めることができることとします。
- (4) 出品者が本要項に違反していると認められるとき、また、出品商品の販売状況によっては、指定管理者が改善勧告をし、または出品を取り下げることがあります。
- (5) 施設において開催されるイベント等及びその他運営等においては、積極的にご協力をお願いします。

## 12. 申込み方法

- (1) 申込受付期間  
受付期間は当面設定せず、随時受付といたします。
- (2) 申込み方法  
出品を希望する方は、以下の書類を下記宛に郵送、ファクシミリまたは持参により提出してください。
  - ①出品者登録申込書(様式第1号)
  - ②出品明細書(様式第2号)
  - ③加工食品の場合、食品表示(名称、原材料名、内容量等)が明記された商品の現物または写真※提出いただいた書類は返却いたしません

(3) お申込み及びお問合せ先

**士幌町商工会**（指定管理者）

〒080-1227 士幌町字士幌西 2 線 1 6 2 番地 タウンプラザ 1 階

担当：高杉 E-mail：[n-takasugi@shokokai.hokkaido.jp](mailto:n-takasugi@shokokai.hokkaido.jp)

電話 5-2614 / FAX 5-2652

**13. 出品者登録可否の通知**

(1) 募集期間内に申込書類を受領し、かつ書類に不備がない場合には、2 週間以内に、書面またはお電話にて通知いたします。

ただし、**陳列スペースに限りがありますので、各種要件を満たした場合でも、登録をお断りすること、または出品商品を制限しての登録となることがあります。**あらかじめご承知おきください。

(2) 審査内容、登録可否決定の内容に関するお問合せには応じられませんのでご了承ください。

※事業者登録および出品が決定しましたら、製造物責任保険（P L 保険）の写しを提出いただきます。また、指定管理者と販売委託契約を結んでいただきます。